

## ◎オンラインを活用した会議の開催について（案）

### （目的）

オンラインを活用した会議を開催する準備を整えて、臨機に正確な議事運営ができるよう、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要となるノウハウの蓄積に向けて、あらかじめオンラインを活用した会議を開催する。

### （対象とする会議）

- ①緊急事態発生時に開催が見込まれる「災害対策会議」と構成員が同様の**代表者会議**。
- ②緊急事態発生時において必要となる議事運営に関する協議を行う**議会運営委員会**。

### （代表者会議規程）※関係部分抜粋

#### （出席の特例）

第 8 条の 2 議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第 6 条に規定する代理者、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。

2 代表者等が前項に規定する方法により代表者会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

3 第 1 項に規定する方法により代表者会議に参加した代表者等については、代表者会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。

### （委員会条例）※関係部分抜粋

#### （出席の特例）

第 14 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。

2 委員が前項に規定する方法により委員会に参加しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

3 第 1 項に規定する方法により委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

### （オンライン会議の開催案）

各議員に配付された iPad 等を利用して、オンラインを活用した会議を行う。

**提 案（5/12 代表者会議）**：オンライン会議を開催する目的等について説明。

**第 1 回（5/23 代表者会議）**：正副議長及び事務局以外の構成員、議運委員長は、**議会運営委員会室と各会派控室に分かれて**参加する。

**第 2 回（6/29 代表者会議（議運））**：第 1 回の結果を踏まえて、議事堂内の各会派控室等から参加する。（※議会運営委員会でもオンライン開催が可能な場合は実施する。）

**第 3 回（9/2 代表者会議）**：前 2 回の結果を踏まえて、議事堂内の各会派控室等から参加する。

**第 4 回（9/8 議会運営委員会）**：議運の正副委員長及び事務局以外の委員で、インターネット中継のある 9 月定例月会議の 1 週間前議運を議事堂内の各会派控室等から参加する。

以降、ノウハウを蓄積するまでの当面の間、代表者会議（及び議会運営委員会）において、議事に影響が生じない範囲でオンラインを活用した会議を**随時開催**する。